

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
1	「広報こなん」戸別配付事業		■新聞折り込みでの広報誌が届かない新聞非購読世帯。	■市民との協働のまちづくりを進めるために、一人でも多くの市民に情報を届ける。	■新聞折り込みにより、購読世帯へ広報を配付する。 ■新聞非購読世帯で広報誌の配付を希望する世帯に対し、新聞販売店により戸別配付を行う。	継続 現在の新聞折り込みによる配布は、毎月1日に必ず購読者の家庭に広報誌が配付され、新聞の非購読世帯への個別配布も折り込みと同額の安価な手数料で配付できることから、デメリットもあるが現状では最も効果的・効率的な方法であると考えられるため、今後も継続して行っていく。
	■総務部 秘書広報課	継続	■現在の新聞折り込みによる広報誌の配付は、安価で必ず毎月1日に購読者の家庭に配付され、非購読者にも同額の手数料で個別配付できるメリットがある。デメリットとしては、すべての世帯に配付できない点や1世帯に2部以上届く点があるが、他に効率的な手段がない状況にあっては、今後も継続し、さらに非購読者への戸別配付を周知し、利用者を増やすことで一人でも多くの市民への情報提供に努める。	継続	■今後も継続して実施していくこととするが、配布方法についてはさらに効率的・効果的な配付となるよう検討を図っていく。 ■個別配布を希望者に配布しているが、過剰サービスではないか。必要な人には取りに来てもらうべき。 ■広報の内容を精査し、ページ自体を減らすべき。(お知らせが多すぎ、市民に考えてもらう記事が少ない。) ■配布に掛かるトータルコストの削減には、情報誌自体の内容の見直しが必要である。そのためには、市民アンケートを行ってみるのも一つではないか。 ■長いスパンで考えると、新聞販売店に委託するより、自治会に手数料を払って委託した方が良い。未加入者のところにも自治会の区域内であれば、手数料を払って配布してもらうべき。	
	運行業務委託		■特別職の公用車の運行	■運転手の人件費の削減と公用車の廃止。また、特別職の出張を効率的かつ安全に実施する。	■特別職の日常業務における移動について、運行を委託する。委託業務は車両と運転手の派遣で行う。	
2	■総務部 秘書広報課	継続	■人件費および公用車の維持管理費の削減ならびに市長の出張を効率的かつ安全に実施する方法として最善であると考え。今後は、出張先によって公共交通機関の利用についても検討していく。	継続	■人件費および公用車の維持管理費の削減ならびに市長の出張を効率的かつ安全に実施する方法として最善であると考え。今後は、出張先によって公共交通機関の利用についても検討していく。	継続 継続して実施するが、今後は移動時間や経費を考慮し、公用車だけでなく公共交通機関の利用についても検討を図っていく。
3	文書管理事務		■公文書	■適正な文書管理を行い、保存文書の内容確認が容易に行えるようにし、情報公開請求に的確な対応を図る。	■増加する公文書の適正な管理と情報公開請求に迅速に対応するため、文書管理システムを導入し、文書検索の向上や保存スペースの有効活用を図る。 ① 書庫等の文書整理および廃棄処理 ② 文書管理システム研修会等の実施 ③ ファイリング巡回点検の実施	拡充 外部評価の意見にもあったように、保存基準の見直しを行い、マイクロフィルム化による保存方法等を検討し、拡充を図っていく。
	■総務部 総務課	拡充	■書庫スペースの確保は急務であり、永年保存文書のマイクロフィルム化または公文書庫の増設は今後において必要である。ただし、巡回点検の強化、文書管理責任者および文書管理主任主導による保存年限の再見直しを行い、事務処理規程に規定する保存基準により、適正に処理されていない文書保存を抑制していくことも併せて行っていく必要がある。	拡充	■今後も増え続ける文書の効率的な保管(存)方法を的確に捉える必要があるとともに、即時に検索できる(取り出せる)システムを構築する。 ■平成22年度に書庫の空きスペースが無くなるまでに、保存基準の見直しを徹底し、マイクロフィルム化すべき文書の精査と永年保存以外の不要な文書のスリム化(廃棄)を進め、紙ベースでの保管場所を確保するべき。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
4	職場内研修の実施		■市職員	■各職場の実態に応じた人権課題を設定しながら、日常の業務や生活の中での人権尊重の実践的態度を育成する。	■職場ごとにあらかじめ定められた人権に関わる7つのテーマから課題を選び、今年度末までに3回以上の研修を実施してもらうため、各職場内研修推進員に対して研修等を行う。	継続 職場内研修推進員の育成強化を図り、これまで以上に効率的で効果的な研修を実施していく。
	■総務部 総務課	継続 ■本年度は、職場研修推進員に対し人権教育課指導主事による研修に加え、人権政策課による事象別の職員対応について研修を実施しており、今後も人権に対する認識を高め、研修の充実を図るため、より効果があるものとなるよう、さらに研修内容等の見直しを図りながら継続する。	継続 ■人権問題に特化した職場内の研修であるが、他の研修も含めるとかなりの時間を要しているため、効率的な研修の実施を検討する。			
5	情報セキュリティ対策事業		■市職員	■市の職員として扱える情報の流出、漏洩等を起こさないよう万全を期し、個人情報保護対策についても適切な措置を行う。	■市個人情報保護条例や市情報セキュリティポリシーの方針や規定に従い、情報セキュリティ会議を開催し、必要な課題や問題の解決に取り組む。	継続 今後も継続して個人情報の保護や情報の漏えいに対する研修を行い、研修を通じて職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、ハード面においてのセキュリティを高めていく。
	■総務部 総務課	継続 ■本年度は、新たに臨時職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、主幹級職員に向けた研修も計画しており、今後もさらに研修を継続し、対象範囲を広げ、認識の徹底を図る必要がある。 また、研修等による啓発に加え、ハード面における情報セキュリティの強化を図るなど適切な措置を講じるよう検討する必要がある。	継続 ■市が持つ個人情報は、非常に多く、個人情報の保護や情報の漏洩には、細心の注意が必要である。このことから、全ての職員が研修等を通じてレベルの向上と保持に努めるとともに、ハード面においてもより強固なものとする必要がある。			
6	行政不当要求指導事業		■市職員	■職員一人ひとりが、指導や研修を受けることで、市役所への不当要求行為に対して屈しない力を身に付ける。	■事務事業および施策を推進する市職員等に対する暴行、威迫する言動、その他の不当な手段により、違法または不当な行為を要求したり、行政の公正、中立性を阻害する不当要求行為等を未然に防止するための指導・助言を行う。	継続 職員自らが不当要求行為に対処できる能力を身に付けるため、今後も継続して研修を実施していく。
	■総務部 総務課	継続 ■公平で公正な行政サービスを推進するため、専門的知識を持ち備えた職員とともに継続した全職員への研修を実施し、不当要求行為への対応を実践していく必要がある。	継続 ■これまでは、警察職員や警察OBによる職員への指導等を行い、成果を上げてきたが、今後は市職員自らが、不当要求行為に屈しない技量を身に付けていく必要がある。			
7	事業仕分け・地域事業組成業務		■市の実施する事務事業	■多様化する市民ニーズに応えるため、多種多様な事務事業がある中で、緊迫した財政(予算)を適正に執行する上で、「選択と集中」による真に必要な事務事業の精査を行う。	■NPM(ニューパブリックマネジメント)の概念に則り、滋賀大学との共同実施による事業仕分けを公開で実施する。実施にあたっては、滋賀大学の仕分け委員および市民を代表する委員の混成により実施する。実施内容については、事業を「国で行うべき」、「県で行うべき」、「現行どおり」、「内容の見直し」、「規模見直し」、「廃止」に分け、さらに「民間化」における実施主体についても判断する。	統合・連携 平成21年度から導入する統合型経営マネジメントシステムの中で、行政評価を位置付けており、2年間実施した事業仕分け・地域事業組成の手法については、一旦終了するが、今後は行政評価の中で委嘱した外部委員によ

平成20年度 事務事業評価の結果および今後の市の方針

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 （所管における評価）	2次評価 （今後の事業の方向性）	外部評価 （事業仕分け結果）		
8	■総務部 総務課	統合・連携 ■平成21年度からは、行政評価を取り入れた統合型経営マネジメントシステムの導入に伴い、内部での第1次・第2次評価および一部の事業を外部評価委員会において評価を行う手法に切り替えていく。	統合・連携	■今後は、さらに多くの事務事業について評価を行い、市民に公表していくことと評価の結果を、新たな事業の実施に結びつけることが必要である。		る評価を実施していく。
	I S O 9001推進事業		■市職員	■ I S O 9001の認証登録を継続し、業務のマニュアル化を徹底し、市民サービスの向上を図る。	■「市民サービス管理システム」として、市民サービス方針を市長が策定し、これに沿って各課で目標を定め、その目標を達成する。 ■ I S O 9001の要求事項に従って市における業務活動の手順を明確にし、評価して記録として文書化し、適正に運用し、維持管理を行う。	終了・完了 I S O 9001の認証については返還し、事業としては終了するが、平成21年度から導入する統合型経営マネジメントシステムの中で I S O で培った「業務手順書」の運用を図り、さらなる市民満足度の向上につなげる。
	■総務部 総務課	終了・完了 ■定期審査や認証登録などを行わなくとも、独自運用を行う中で監視機能を持つことは可能であり、I S O 9001としての認証については返還する。	終了・完了	■ I S O 9001の認証については返還するが、I S O で培った業務手順書などのノウハウを、新たに構築するシステムで運用し、今後もさらに市の事業を適正に行い、市民満足度の向上を図っていく。		
9	近江歴史回廊推進協議会活動事業		■市民、本市への来訪者。	■県や市の歴史文化資源を総合的に整備・活用することによって、地域の活性化や個性化、人づくりなどに資する。	■近江歴史回廊構想の内容に沿った事業の具現化のため、平成6年に協議会が発足し、県内の全市町などが会員となった。事業としては、近江歴史回廊推進協議会への参加および部会負担金の支出。	廃止 当初、県の働きかけによってできた協議会であるが、各部会での活動も年々減少している中で、本市が所属する近江東海部会については平成19年度は活動ができていない状況である。このようなことから、現在では本市独自でも東海道の歴史発信や啓発などを実施しており、協議会加入の必要性も少ないことから脱退し、事業を廃止する。
	■総務部 企画財政課	縮小 ■厳しい財政状況の中、漫然と事業を繰り返すのではなく、これまでの協議会の経緯、また費用対効果の点からも、内容を抜本的に見直すなどにより予算の縮小を図ることが不可欠である。	縮小	■この事業の目的、必要性、方法等を検討し、真に必要であれば「歴史街道推進協議会」のように、民間主導で事業が推進されるよう事業転換を図っていくことも検討しなければならない。	■本会与3つの部会との事業の見直しを行い、事業のスリム化を図ってほしい。 ■部会において湖南市がリーダーシップをとり、規模の縮小、廃止に向けて他市と連携すべきと考える。 ■事業的に企画財政課より、産業振興課が担当すべき。県主催の事業であるので、県サイドで縮小を考えてもらいたい。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
10	市債(緑故債)借入		■市債	■将来の償還費(公債費)の抑制を図る。	■緑故債借入利率を競争入札で決定する。	継続 今後もこれまで同様に競争入札方式などを採用し、有利な方法での借入れに努める。
	■総務部 企画財政課	継続 ■今後における財政状況の見直しからも、少しでも有利な条件での借入を行うことが必要である。	継続	■市の金利負担軽減のため、今後も入札などの競争により決定することは必要である。 また、市場公募などによる資金調達方法についての検討も必要であるが、調達コストが課題である。		
11	住民総合相談業務		■各種相談・苦情・要望のある市民	■市民の各種相談、苦情および要望等において、内容を的確に把握し、迅速な対応や回答を行うことを目的とする。	■相談内容は、民事的な事案も多く、相手の立場を理解することに重点を置く。 ■多種多様な相談等は的確に内容を把握し、その対策や回答などについて説明を行い、また部局間や関連機関との連携等が必要とする場合は、担当等ごとに対応の調整を行い、期限を定め回答する。また、解決が困難な相談等については、2ヶ月に一度の弁護士相談の利用を勧める。	統合・連携 多種多様な相談が増加する中、専門的な部分は各課や関係機関で対応しており、相談者にとっては相談する窓口がわかりづらく、一ヶ所ですべてを対応できる総合システムにはなっていない現状である。このことから、今後、相談業務の内容や対応方法などを検証し、全庁的に統合・連携、迅速な対応が図れるよう検討を行っていく。
	■総務部 まちづくり推進課	継続 ■ますます多種多様化する現代社会において、市政だけでなく個人に関する相談内容も複雑・重度化し、その窓口も多岐にわたっているため、適正な交通整理と迅速な解決を今後も図っていく必要がある。	縮小	■ワンストップサービスの一環としてスタートしたが、相談内容等を精査し、他機関等で相談できるものや他部署で解決できるものは即時にその部署で行ったほうがサービスの向上につながると考える。	■市のOB等の活用を考えて正規職員でなくても運用していけるのではないかな。 ■1日1件程度の相談に対して人件費が高いのではないかな。 ■相談の入り口は1つにするべき。市長の手紙と相談業務は一元化して行う。	
12	湖南市まちづくり市民活動補助金		■市民活動を行う団体	■様々な分野における市民の自発的な活動の促進を図る。	■市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。補助対象事業の選考および補助金交付額の査定については審査委員会で行い、公開プレゼンテーションの場で審査し、決定する。	継続 本補助金制度は、今後も様々な分野において、市民の自発的な活動の促進を図るため継続して実施するとともに、新たなまちづくりの担い手としての市民活動の支援についても強化を図っていく。
	■総務部 まちづくり推進課	継続 ■申請団体の数は横ばいではあるが、年々活動する分野は広がりを見せている。このような市民活動をさらに活発にすることは、市民の手によるまちづくりを推進する上でも大切なことである。このことから活動に対しての初期資金として、また安定した事業運営を維持するための必要な補助金であり、今後も継続して実施していく。	継続	■今後も継続していくが、自主活動のための補助金としてだけでなく、活動の場所やグループのつながりを支援することや、さらに多くの市民の参加を促進するための施策としていくことが必要である。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
総務部	市ホームページ(ポルトガル語版)運営事業		■ポルトガル語を母語とする外国人市民	■日本人市民と同様に行政情報などを提供することで、外国人市民も地域社会の構成員として安心して暮らせることを目的に実施する。	■ホームページでの情報の更新は、毎月の広報誌から抽出した情報、各課から依頼のあった情報や時節に応じた日本の文化・習慣についての情報をわかりやすく更新する。	拡充 今後はさらに多くの外国語での情報発信を目指し、市民団体等との連携を図りながら内容の見直し、充実に向けた検討を行っていく。
	■総務部 まちづくり推進課	継続 ■今年1月から始めた事業であり、閲覧件数も伸びてきていることで、外国人にとって必要な情報媒体であると解される。今後は、内容をさらに充実できるように検討を図っていく。	継続	■本市をもっと多くの外国人に知ってもらうためにも、ポルトガル語だけでなく、さらに多くの言語で行う必要があり、今後は行政だけでなく、市民との連携や支援を得ながら実施していけるよう検討を図る。		
	東庁舎環境対策事業		■市役所東庁舎	■二酸化炭素排出量の抑制および電気使用量等の経費の節減。	■電気使用量を抑制することで、経費の節減と二酸化炭素排出量を抑制し、環境に配慮する。 ■昼の休憩時間の消灯、ノー残業デーの実施および冷暖房の温度設定管理。	
■総務部 管財契約課	継続 ■地球温暖化対策や維持管理経費節減等の観点から節電することで電気使用量の抑制を図り、環境への配慮を行う。	継続	■今後は、地球温暖化防止のため東庁舎だけでなく、市のすべての公共施設で取り組み、すべての市民による取り組みへと拡大していく必要がある。	■デマンドを落とし(例えば昨年度の最高値から2つ目に高い値)、それを庁内に周知する(ペナルティも含めて)ことによって精神論を使って電気使用量を下げることができるのでは。 ■気象との関連について、より深く分析すべき。 ■温暖化対策については、他の施策(農林業や交通政策)と一体で検討すべき。		
入札・契約業務		■入札参加資格業者(指名願提出業者数：2212社)	■公正で透明な入札・契約を執行する。	■ホームページ上で発注情報を掲載し、入札執行後において入札結果を公表する。また、落札者には落札決定通知書送付および契約締結を行う。	継続 新たな入札制度の採用や契約システムの確立を行い、さらに公正な入札および透明性の確保が図れるように継続して取り組んでいく。	
■総務部 管財契約課	継続 ■公共工事等については、透明性の確保や公正な競争の促進、不正行為の排除が強く求められている。このことから、信頼性のある適正な入札・契約業務の執行が図れるよう継続して実施していく。	継続	■総合評価制度などの新たな入札・契約システムの構築を行うことで、よりトータルにコストダウンを図っていく必要がある。			

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
総務部	湖南省人権擁護推進員活動業務		■同和問題を始めとするあらゆる差別、人権侵害を受けている人	■同和問題を始めあらゆる人権問題の解決に向けた人権擁護活動を強化するため、人権擁護委員の活動に協力する。	■人権擁護委員の活動に協力する。 ■市内大型店舗での人権尊重への街頭啓発。 ■人権週間における甲賀・湖南人権キャンペーンでの出迎え等による啓発。	統合・連携
	■総務部 人権政策課	継続	■市民に人権擁護推進員を知ってもらうため、広報等を通じて人権擁護推進員の紹介や役割を周知する。また、推進員自身も立場的に不明な点もあり、引き続き研修等を通して推進員としての役割を理解してもらい、可能であれば同和問題強調週間に街頭啓発への参加を図る。	■人権擁護推進員の役割を明確にし、さらに活動が高まるよう、推進員の位置付けを確かなものとする必要がある。	■委員の氏名を公表していないと相談できないので、公表することでより活用していただき、様々な問題が少しでも減少するように期待する。 ■推薦だけでなく公募も必要。 ■民生児童委員で役割が補完できるのかを検討するべき。 ■内容から人権教育課の人権まちづくり推進員に統合してはどうか。個々であれ、具体的な相談の交通整理で人権擁護委員につなげるだけでなく、地域の問題として人権まちづくりにつなげていけるのでは。	
	女性の悩み相談		■家庭内の不和やいざこざ、夫婦のもめごと、離婚問題、男女間のトラブル、夫・恋人からの暴力、心と体の健康などに悩む女性	■悩みの解消、悩みの軽減、悩みを傾聴することによって相談者の辛く苦しい思いを少しでも軽減する。	■毎月第3木曜日午後2時30分から、来所により一人1時間程度 専任女性相談員による相談。	統合・連携
■総務部 人権政策課	拡充	■相談内容(DV、子育て、離婚など)や相談者(男性、女性、外国人など)の多様性、また、相談者の増加に対応するよう回数および、相談員の増員が必要と考えられるが、まず相談員の育成およびスキルアップが必要である。また、相談回数を増やしていきたい。	統合・連携	女性問題だけでなく、あらゆる人権の問題や生活の問題を相談できる体制とするため、他の相談業務との統合・連携を図ることについて検討を行う。		
みくも墓苑施設管理業務委託		■みくも墓苑管理委員会	■みくも墓苑の良好な維持管理を行う。	■除草を含む年間の管理作業の実施	民間化	
■総務部 人権政策課	民間化	■本事業は、同和対策事業の残事業であることから市の管理について廃止を目指す、廃止の条件として高い法面の整備工事が地域から要望されている。財源が確保できれば早急に工事を実施し、地域への管理の移譲を図る。	民間化	■早期に工事を行い、他の地域と同様に市の管理ではなく、地域での管理体制へと移行を図る。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
19	菩提寺区域住居表示地番調査業務		■市住居表示整備事業推進計画に基づく区域	■住居表示整備事業を実施するための調査。	■本市が誕生する以前に旧石部地域では住居表示は完了していたが、旧甲西地域において住所は町名と土地地番を使用しており、市民生活に支障をきたすことがあったため、合併協議会策定の新市建設計画に新住居表示整備の推進が掲げられた。 ・地番調査(法務局調査) ・啓発用チラシを作成して、対象区域の市民等に事業の理解と協力を得てスムーズに事業実施するため。	終了・完了
	■市民生活部 市民課	終了・完了	■菩提寺区域住居表示地番調査業務完了のため終了する。	終了・完了	■菩提寺区域住居表示地番調査業務完了のため終了する。 ■旧町での実績に基づいたノウハウを生かして、効率良く進めていくべき。 ■今までのノウハウを生かして、説明会における内容の精査を行い、経費の削減に努めるべき。 ■実施計画をしっかりと定め、年次計画に基づき早期に業務を進めることが必要である。	
20	人口動態調査事務		■本市に出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届を提出する者	■厚生労働省が指定する調査であり、所管する保健所に報告し、集計、公表を行っている。	■本市に届出があった戸籍法による届出の内、出生届、死亡届、死産届、婚姻届、離婚届について、厚生労働省の定めるところにより、調査票に必要事項を記入し調査票を保健所へ送付する。	継続
	■市民生活部 市民課	継続	■個別の根拠法令により義務付けられた事業である。	継続	■個別の根拠法令により義務づけられた事業であり、継続して実施する。	
21	人間ドック検診費助成金交付事業		■国民健康保険被保険者(40歳以上65歳未満)	■疾病予防、早期発見により重症化の防止および健康の保持増進を図ることにより結果的に医療費の適正化を図る。	■人間ドックを受検した国民健康保険被保険者に対して、21,000円を限度とし、検診に要した経費の2分の1に相当する額を助成する。	継続
	■市民生活部 保険年金課	継続	■国民健康保険の加入者が、人間ドックを受検することにより、疾病の予防や早期発見を図る。このことにより重症化の防止および健康の保持増進が図れ、結果として医療費の軽減にもつながるものと考え。	継続	■本事業は利用者が少ないものの、疾病の予防や早期発見の点からも継続していく必要がある。 ■補助基準等については、見直す余地がある。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
市民生活部	管理職滞納整理業務		■市税等を滞納している市民	<ul style="list-style-type: none"> ■市税等の徴収率アップ ■管理職が滞納者の生活実態等の認識と財源確保の一端を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■滞納額の削減と自主財源の大きなウエートを占める市税等の滞納整理を管理職が行うことにより、有効な歳出予算の編成を行う。課長以上の管理職が2人1組となり、臨戸訪問を基本として新規滞納者を対象に滞納整理を行う。 	<p>徴収体制を変更したことで、今年度の徴収率が増加し、一定の成果が挙がっている。外部評価では、継続的な意見となっているが、日夜、各部課を統括する管理職業務において、限られた時間の中での滞納整理事務よりも、対象課によるチーム編成等による、さらなる体制強化を図ることが徴収率の向上につながるかと考える。このことから、今後の管理職による滞納整理については一旦休止する。</p>
	■市民生活部 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ■滞納整理の手法を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ■税負担の公平性、公正性の観点から迅速かつ効果的な滞納整理を実施し、市税収入の確保を図る必要がある。今年度から滞納整理の手法を変更したことにより、その結果をもとに管理職による滞納整理事務について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理職の責任としてもっと頑張ってもらいたい。そのことによって、住民の税に対する意識も変わると思う。 ■概算で280万円程掛かる人件費が管理職が行うことで少ない経費であることの効果は大きい。しかし、毎年実施するのも大変であり、2年に1回ぐらいの割合で文書送達の方法等と交替で行ってはどうか。 ■管理職による臨戸訪問の直接的な効果は大きくないかもしれないが、市民や市役所内に対するPR、財源確保に向けた取り組みとして継続すべき。 	休止	
	所得申告相談		■市民	<ul style="list-style-type: none"> ■水口税務署まで行かなくても所得税の申告ができるようにするため。 ■住民税の申告を受け付けるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市内8つの会場を巡回し、所得申告相談を実施。 	
■市民生活部 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ■申告相談件数は微増しており、所得申告相談事業は継続して実施していく。しかしながら、今後、会場を集約することで会場数を減らし、東庁舎での相談日を増やすことにより、待ち時間の減少や会場を移動する職員への負担の緩和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■税制は激変の途上であり、納税者の理解と協力を得て適正に申告していただく上でも申告相談は継続して進める必要がある。今後も限られた人員での徴収コストを考慮しながら、公平で公正な税収確保に取り組んでいく。 				
24	固定資産(宅地)評価業務		■市内に固定資産(土地)を所有している者	<ul style="list-style-type: none"> ■所有する土地に対し、正しく課税を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な航空写真撮影、その写真に基づき、地番・地目・地積図の作成、経年異動更新。宅地評価法による宅地評価の業務を委託する。 ■土地評価に精通している不動産鑑定士に鑑定評価を委託する。 	継続
	■市民生活部 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ■土地の現況および利用目的を把握するため、毎年現況調査することが望ましいが、評価漏れや課税誤りの解消を減らしていく方針である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■課税客体の捕捉と調査は、適正な課税と税収確保につながるものであり継続して実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■職員のスキルアップを図るとともに課税客体の捕捉と調査を継続し、評価誤りや漏れのないよう公正で適正な課税に努める。 		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
25	生ごみ減量化推進補助事業		■生ごみ処理機を購入し、設置した市民	■生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、家庭生活に伴って生ずる生ごみの減量化を図る。	■生ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、補助金の交付の支援を行い、より一層の意識を高めることを目的に事業を開始。生ごみ処理機を購入された方に2万円を限度に購入額の1/2に相当する額を補助する。	継続
	■市民生活部 環境課	継続	■本事業は、ごみの減量化、リサイクル化に向けた資源循環社会の構築への取組の一環として平成12年度から事業を実施している。事業初年度の利用者数は180人であったが、年々減少し、平成19年度では27人となっている。今日まで、少しでも多くの対象者の利用となるため、1世帯1回限りの補助としていたが、県内の自治体の取組でも、期限付きで複数基の購入等に対応している例もあることから、本市も一定期限内での基数制限を設け、補助対象者を広げる等の検討を行いながら事業を継続していく。	継続	■ごみの減量化などの資源循環型社会の構築は、喫緊の課題であり事業の継続は必要である。しかし、導入拡大に向けた補助基準の見直し等については検討を図ることとする。	
26	環境美化推進地区補助金		■地区河川美化活動実施団体	■琵琶湖の保全を目指し、根本の各流域の河川の美化を図ることと、地域の河川に親しむ活動が実施されることで郷土への愛着を高める。	■補助金の交付 ■研修会への市有バス運行など活動の支援 ■講師の派遣 ■情報の提供	廃止
	■市民生活部 環境課	廃止	■実施団体は、長年に渡り地域河川の美化活動や地元の小学生や幼児に河川を通じた環境学習に熱心に取り組んでおり、流域協議会等でもリーダー的存在であり、県のエコフオスター事業へも積極的な取組がされている。活動当初は県の補助制度により活動し、その後も市単独補助により活動がされてきたが、団体としての熟成や地元区の組織としての補助と会費もあることから市の補助金制度を廃止する。	廃止	■事業が定着してきており、また他の補助等を活用して事業活動が可能と思われるため補助金制度を廃止する。	
27	破砕機、選別機等点検管理		■不燃、粗大ごみを廃棄される市民	■スムーズな処理による資源の分別	■大規模修繕を行う前に年度別に修理を行い機械の故障による破砕分別処理の遅れを防ぐ。	継続
	■市民生活部 環境課	継続	■当施設は平成9年から稼働し、今年で12年目となる。昨年度は施設の心臓部である破砕機本体の点検修理、部品取替を実施した。しかし、他の部品や施設等が突然故障し、緊急対応を余儀なくされている現状である。どの施設も故障し使用できなくなれば、日常業務に与える打撃は大きく、直接的に市民への影響が出る。このことから、今後も計画的に点検修理を実施し、スムーズな処理ができるよう継続する。	継続	■今後も機械の延命を最重点に考え、日々の手入れと点検に万全を期し、早期修理に努める。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
28	駐輪場対策事業		■自転車利用者	■駅周辺の自転車駐輪場の秩序ある駐輪を目指す。	■駅前駐輪場不足から、公営の駐輪場(無料)を設置している。 ■三雲駅・甲西駅において、自転車駐輪場での自転車の整理をシルバー人材センターに委託している。委託内容は、月曜日から金曜日までの午前6時から午前8時までの間、三雲4人、甲西3人で実施し、年2回放置自転車の撤去を行っている。年間約300台(直営)。	見直し
	■市民生活部 安心安全課	拡充 ■施設整備や料金徴収などの課題は山積しているが、駐輪場の有料化については、今後、必要な状況にあると考える。今後は、一つずつ課題を解決しながら有料化の実現を図る必要がある。また、撤去した放置自転車についても、「もったいない」という意識のもとで再利用などの検討を図り、実施していく。	拡充	■現在、進められている甲西駅周辺の改修において、駐輪場の有料化が図れるような改修が可能であるか、また、放置自転車の再利用について、登録のある自転車の登録抹消方法、市が民間個人に渡す場合の自転車整備方法等はどうかについて検討を図っていく。	■石部駅前の民間駐輪場で問題ないなら、他の駅前の駐輪場も一度民間に委託し、その後、採算が採れることを示して譲渡してはどうか(状況が落ち着いたら)。	
29	消費生活相談業務		■市民	■被害の未然防止と被害の解決を図る。	■東庁舎1階の総合相談窓口相談員を設置し、被害に遭わないための情報提供・啓発・相談・苦情対応を実施する。	統合・連携
	■市民生活部 安心安全課	継続 ■本市での相談業務は、始まったばかりであり、市民に広く知られていないが、多数の問い合わせや相談が日々寄せられている。また、架空請求などの被害も後を断たない状況である。このような状況から考えても事業を継続し、被害を未然に防ぎ、消費者としての正しい知識を提供していく。	継続	■消費生活が豊かになった反面、消費者が被害にあうケースも年々増加しており、これを防ぐためには消費者生活相談はますます重要な役割を果たすものであり、事業を継続して実施する。		
30	消防団活動事務		■市消防団	■火災等の発生の抑制や迅速な初期活動を行うため、訓練等を通じて団員の能力の向上と消防団活動による地域への啓発を促進する。	■年4回程の消防団員による火災想定訓練や県下の総合防災訓練を通じて、個々の団員の能力向上、初期消火と各分団における初動体制の連携等の強化を図っている。また、春と秋の火災予防週間、年末の夜警を通じて啓発を行い、各地域の火災発生の抑制に努めている。地域活動については、自治会主催の防火訓練に団員が参加し、自主防災組織活動の促進を図っている。	拡充
	■市民生活部 安心安全課	拡充 ■過去数十年の間、消防団の定数や管轄地域の体制は、市内での人口増加や居住地域が拡大しているにも拘わらず未整備のままである。今後、人口の増加や居住地域の構造を考慮して、定員増を含めた抜本的な組織体制の見直しを図る必要がある。	拡充	■消防団の役割や重要性を十分認識し、定数293名について、市全体の状況、火事、災害時の出勤回数等、また団員の年齢分析を行い、万全な消防団を構築し、誰もがより気軽に入団できる団組織、団運営を目指していく。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
31	身体障害者自動車燃料費補助事業		■身体障害者手帳1級、2級および3級の所持者で自ら運転する者	■在宅障がい者の生活の利便性を助長するとともに、行動範囲を拡大し社会参加を促進する。	■事業開始当時の障がい施策は措置や補装具・日常生活用具の交付の諸手続きを県で運用しており、その一部を補完する在宅支援事業を市町村が独自で、障がい者の社会参加の促進を図るための福祉施策として実施した。 ■助成内容は、ガソリン1ℓにつき54円(軽油は(32円)を、180ℓを限度として助成する。年度途中から受給者資格が発生した者については資格が発生した月から次の3月まで(15ℓ/月×月数)。	継続 障がい者の自立と社会参加の促進という観点から始まった制度であるが、外部評価の意見でもあったように、対象者の見直しや支援策、所得制限などについて抜本的に見直しを図っていく。
	■健康福祉部 社会福祉課	継続	■今後も事業を継続して実施していくが、障がい者の自立と社会参加を促進する観点から、対象者の見直しの検討を行っていく。	継続	■今後も事業を継続して実施していくが、障がい者の自立と社会参加を促進する観点から対象者の見直しの検討を行っていく。	
32	心身障害者移動支援(福祉タクシー運賃助成)事業		■身体障害者手帳1級、2級および3級の所持者(身体障害者ガソリン代補助受給資格者を除く)または療育手帳所持者(AおよびB)	■在宅障がい者の生活の利便を助長するとともに行動範囲を拡大し、社会参加を促進する。	■年額1万円を限度に助成。 ■年度途中から受給者資格が発生した者については資格が発生した月から次の3月まで(10,000円/12月×月数)。	継続 障がい者の自立と社会参加の促進という観点から始まった制度であるが、対象者の見直しや支援策、所得制限などについて抜本的に見直しを図っていく。
	■健康福祉部 社会福祉課	継続	■障がい者の自立と社会参加の促進する観点から対象者の見直し検討を行い、事業を継続し福祉の増進を図る。	継続	■障がい者の自立と社会参加の促進する観点から対象者の見直し検討を行い、事業を継続し福祉の増進を図る。	
33	戦没者遺族に対する市慰霊品の贈呈事業		■市内在住の戦没者遺族	■「戦没者を追悼し平和を祈念する日」である8月15日を迎えるにあたり戦没者の慰霊と平和への願いを込め戦没者遺族に対して慰霊品を贈呈する。	■区長・民生委員および遺族会の協力を得て戦没者遺族宅への個別配布。	継続 県の慰霊品の配布も平成21年度に廃止となり、単独で実施をしている市町も本市を含め4市1町という少ない状況となっている。また、配布方法についての課題も解決が困難な状況である。しかしながら、戦没者への慰霊と平和を祈念することは必要なことであり、今後も市単独の事業として継続して実施する。
	■健康福祉部 社会福祉課	統合・連携	■県慰霊品の配布は平成21年度から廃止されることとなっているが、市では慰霊品の配布を、区長・遺族会に配布依頼することよりも、慰霊祭を継続的に開催することで、市の戦没者慰霊と恒久平和の思いを伝えていきたいと考える。また、配布方法については、現在、2つの方法で行っており、統一化の要望はあるが、調整困難な状況である。	廃止	■県下の自治体で、本事業を実施しているのは、本市と大津市、守山市の3市のみであり、社会福祉協議会による実施は、草津市・竜王町の1市1町のみである。配布については、自治会配付において配布困難な地域や、遺族会経由での配布の解決が困難なことから、県の慰霊品配布事業(平成21年度)廃止に併せて廃止する。今後は、追悼式・戦争体験講演会による恒久平和啓発事業は、実行委員会方式で継続し、市の非核平和都市宣言にもある恒久平和への市のメッセージを発信することにより、慰霊品対象者への理解を得たい。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
34	市障がい児通園施設(ぞうさん教室)		■障がい児および発達に支援の必要な幼児とその保護者	■遊びや生活指導を通して、心身の健やかな成長を促す為に、保護者と共に個々の幼児の発達をとらえ、その子にあった支援を展開する。	■発達相談(発達検査)を受けた幼児の中で、本人の成長を促すため療育のサービスを利用した方が良好と、母子サービス調整会議で決定した児と保護者について、通所させ療育を提供する。	継続 指導員の適正な配置とニーズの把握をし、今後も適切な療育の場が提供できるよう継続していく。
	■健康福祉部 社会福祉課	継続	■障がい者の自立と社会参加を促進する観点から、発達課題に支援の必要な事例について早期から支援を行い、可能な自己実現を図る。	継続	■障がい者の自立と社会参加を促進する観点から、発達課題に支援の必要な事例について早期から支援を行い、可能な自己実現を図る。	
35	市地域包括支援センター業務		■地域の高齢者	■地域の高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を継続することを支援する。	■地域包括支援センターにおいて、センターの行う業務に従事する職員として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員各1名配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業等を実施する。	拡充 支援を必要とする高齢者が増加する中、民間が受けられない分は市が実施せざるを得ない状況であり、既に飽和状態となっているため職員の増員を行い、業務の充実を図っていく。
	■健康福祉部 高齢福祉 介護課	拡充	■平成18年度に地域包括支援センターが設立され、介護保険部門との連携を図りながら、また、地域支援事業の実施など高齢者の暮らしに関して、予防から介護まで総合的に支える仕組みができたが、これからますます増える需要に対応するため充実を図っていく。	拡充	■地域包括支援センターに正規職員の増員を行い充実を図る。なお、増員にかかる職員給与等における財源については、介護保険事業の「地域支援事業」において確保できる可能性がある。 ■事業内容から人員、財源確保が必要であると思われるが、正規職員ではなく臨時、嘱託職員での対応も可能であると言えるので検討すべき。 ■今後、ますます重要性が増えるので、予算の充実などしっかりやっていただきたい。 ■高齢者問題は、国あげての問題でもある。特定高齢者が増えているのなら、ケアの問題、スムーズに相談が図れるよう人員の増も必要である。	
36	介護保険特別会計繰出金支出業務		■介護保険特別会計	■介護保険法に基づき市から繰出しをして、介護保険財政の収支の均衡を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営を図る。	■保険給付費の12.5%、介護予防事業の12.5%、包括的支援・任意の20.25%と人件費および事務費の全額について、一般会計から繰出金として、介護保険特別会計に支出する。	継続 現状どおり繰出金については、基準内に抑えた執行をしていく。
	■健康福祉部 高齢福祉 介護課	継続	■今後、介護予防を推進する上で、地域包括支援センターの拡充に向けた検討は必要であり、人件費の一部加算を盛り込むことによる負担の分散など、一般会計の繰出金を抑えるための検討も必要と考えられる。	継続	■今後は、地域包括支援センターに正規職員の増員を行い充実を図る。この増員に係る職員給与等の経費の財源は、介護保険事業の「地域支援事業」において確保できる可能性があり、少しでも一般会計の繰出金を抑制できるよう検討を図っていく。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
健康福祉部	社会福祉法人甲賀学園後援会活動補助金交付事業		■児童養護施設(甲賀学園)入所児童	■児童養護施設において、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童が入所し、心身ともに健やかな生活が送れるように養護することへの支援。	■入所児童が様々な活動を通じて、協調性や思いやりの心を育みながら生活をし、健全に成長して社会的に自立するための支援として行う。 ■児童養護施設後援会活動に補助金を交付することにより、学園だよりの発行や県総合体育大会参加への補助、各学校修学旅行への補助等に活用し、児童への負担軽減を図る。	縮小 今後、補助の対象となる事業を明確にすることで、不必要な事業や目的外の事業への補助金を見直し、段階的削減を進め縮小していく。
	■健康福祉部 子育て支援課	継続 ■補助金を適正に見直し、他機関とも調整を図りながら事業の実施を進めていく。	縮小	■甲賀学園後援会補助の目的から逸れた支出が見られるため、甲賀学園と協議を行い不必要な事業や目的外事業について削減を図り、このことにより補助金の段階的削減を進める。なお、同学園に本市と同様に補助を行っている甲賀市とも充分調整を行い、減額を行うものとする。	■民間事業者が主体として民間からの寄付を取ってこそ、また、働きがけをすることで、地域福祉の取り組みと考える。 ■湖南市からの入所数の推移から見ると1人あたりのコスト20,000円の妥当性は低い。従来からの補助金であり、施策実現のための事業としては額の見直しはさらに必要である。 ■補助金の使途について、再考したほうが良い。(学園だより、こづかい補助等) ■チェック体制を強化するべき。 ■他の後援会運営を参考にした運営指導が必要である。	
	次世代育成支援対策保育所地域活動事業(岩根保育園)		■保育園児とその保護者・祖父、祖母、保育園に來園する就学前の親子や小中学生	■親子のふれあう場、異年齢児・高齢者との交流の場の提供や子育てのアドバイス等を行う。	■一緒に人形劇を観る ■小学生・中学生と遊ぶ ■祖父母老人クラブとの交流(芋苗植え・運動会・もちつき)	
■健康福祉部 子育て支援課	継続 ■園児や保護者・祖父母が楽しみにしている活動が多く、地域住民を巻き込んだ子育て支援も必要なことから、今後も継続するが、年間行事が多いことについては、行事の統合も考えていく必要がある。	継続	■本市では、市民と行政が協力して地域が抱える課題を自らが解決していく仕組みづくりを目指して「まちづくり協議会」の設置を進めており、保育園と地域が連携し、創意工夫を凝らした子育て支援事業を実施することは、市民と行政が役割分担しながら課題解決を図ることとなるため、今後も継続して実施していく。			
健康福祉部	新生児・未熟児・妊産婦訪問指導事業		■生後およそ3か月までの乳児とその保護者	■乳児と保護者の状態を把握し、異常の早期発見・治療につなげるとともに、円滑に育児ができるよう支援する。また、市の母子保健サービスについての情報提供を行う。	■母子健康手帳交付時に保健師等による面接を行い、ハイリスク妊婦を把握する。ハイリスク妊産婦・児については妊娠期から産後の継続的な支援が必要なため、正規職員保健師で新生児訪問を行う。ハイリスク妊産婦・児以外は雇い上げ助産師等に委託している。訪問では、児の計測、問診、観察、相談等実施。	継続 今日、外国人対応についての強化が急務課題となっており、外部評価にもあったように、内部だけでなく外部の団体等とも連携を図り適正に対応できる体制づくりに努めていく。
	■健康福祉部 健康政策課	継続 ■適切に対応できる体制づくりに努め、今後も充実した訪問指導を実施していく。	継続	■今後は、通訳者の確保について様々な方法を探りながら、市民であるどの子ども平等に新生児訪問を継続して実施する。 ■外国人に対応するため、通訳者の配置などを拡充するべき。 ■通訳者のネットワーク、広域連携を図ってはどうか。あるいは、日本語教育を受けた助産婦さんの雇用を行う。 ■ハイリスク妊産婦・児以外の対象者は、訪問指導から産前産後の教室(出向き)に改め、指導を行う。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
健康福祉部	成人健診		■19歳～39歳の市在住の男女	■疾病を予防し、健康を維持する。	■対象者と特定健診の集団の人(40歳～64歳)をタイプアップさせて、健康づくり財団と共同で市内9会場8日間実施する。検尿・計測・医師診察・問診・血圧・血液検査を行い、その結果基準値以上の人には、ハガキで連絡し個別指導を行う。(市内5会場7日間実施)。	継続 今後も継続して、対象者がより受診しやすいように、健診の日程や実施方法を検討し、受診者を増やす工夫を行うことで、次年度の健診受診者の増加を図る。
	■健康福祉部 健康政策課	継続 ■健診対象者が、より受診しやすいように、工夫を重ねながら今後も継続して実施する。	継続 ■受診者は毎年同数程度で推移しており、今後も継続して、対象者がより受診しやすいように、健診の日程や実施方法を検討し、受診者を増やす工夫を行うことで、次年度の健診受診者の増加を目指す。			
	国保特定健診・特定保健事業		■市国民健康保険加入者	■生活改善から医療費の削減につなげる。	■特定健診・特定保健指導の実施	継続 継続していく中で、今後も健康診査会場や時期などを工夫することにより、受診率の向上を図っていく。
■健康福祉部 健康政策課	継続 ■平成20年度の法改正により事業を進めているが、今後は諸課題に改善を重ね充実した内容として継続していく。	継続 ■平成20年度の法改正により、事業を進めているが、平成21年度に向けて一部見直しが見込まれる予定であり、また市としての課題についても改善策を立て、さらに充実した内容の施策を継続していく。				
母子健康手帳発行事業		■妊婦	■安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防、早期発見を行うために手帳を発行し、支援の充実を図る。	■妊婦健診の計画的な受診の勧奨 ■母子保健サービス(新生児訪問、ママパパ教室)の案内 ■健康相談を含めた訪問指導	統合・連携 外部評価の意見でもあったように、窓口一本化を含めた組織の見直しや連携強化を図っていく。	
■健康福祉部 保健福祉課	統合・連携 ■保健センターの窓口業務の一本化を図ることで、交付は常時、受付可能となりサービスの向上に繋がる。	統合・連携 ■保健センター窓口業務の一本化については、外部評価の結果にもあったよう統合するほうが効果的と考え、組織や窓口の体制について検討する。	■市の保健センターに統合した方が、効率的で良い。 ■母子手帳発行の役割とセットで議論すべき。 ■一本化することによって、母子手帳申請のハードルが上がるのであれば統合することが適当。			

平成20年度 事務事業評価の結果および今後の市の方針

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
健康福祉部 43	夏見診療所および岩根診療所運営事業		■地域住民	■現地域に医療機関が無く、開設については、地域医療に貢献すべく設置し、本市における保健施設の中核として、地域住民の公衆衛生の向上および増進に寄与する。	■当初は、現地域に診療所が無く、地域に密着した診療所を目的に開始した。 ・夏見診療所(内科・循環器科・小児科)月曜日から土曜日(午前診9:00~12:00)月・火・水・金(午後診5:00~8:00) ・岩根診療所(内科・小児科)月曜日から土曜日(午前診9:00~12:00)月・水・木・金(午後診4:00~7:00)	民営化 平成22年度からの公設民営化の実現を図っていく。
	■健康福祉部 地域医療推進課	委託・民間化 ■現在の両診療所の形態は、国保の直診という形からは、かけ離れた運営であり、監査等の面からも事業については、明確にすべきで事故等の場合のみ市に対して、賠償責任が及ぶ形態である。個々に現時点でも、地域に密着し独立した診療所となっているので、民営化になっても医療の体制は変わらない。	外部委託・民間化 ■岩根診療所・夏見診療所ともに賃貸契約による「公設民営」の形で、現在の国保診療所会計から切り離すことにより民営化の実現とする。	■現在、実質的に民営化されている状況から明確に整理するほうが望ましい。ただし、将来的に地域住民の医療に対する安心を担保するためには、市として地域医療に対する方針を明らかにする必要がある。 ■一度に2ヶ所ではなく、一つの診療所を民間化した上で、もう一つの診療所の民間化を進めるべき。 ■両診療所とも、現在の医師の方に売却できるよう進めるべき。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
44	主要市道樹木管理委託業務		■市道敷き(歩道、遊歩道)に植樹されている樹木	■適切な維持管理を行うことで、街路樹が市道敷きや民地に生い茂ったりすることでの、景観を損なわないようにする。	■主要幹線の平松正福寺線、東浦線、堂の前線、菩提寺中央線について、年間管理委託(施肥、灌水、剪定等)を行っている。その他の街路樹については、剪定時期に発注し施工を行っている。	外部委託・民営化 外部評価での意見にもあったように、地域との協働や委託方法の見直しなど包括的な管理を検討することで、経費の節減を図っていく。
	■産業建設部 建設課	拡充	■道路の維持管理は年々増加し、掛かる経費も増える中で、住民からは地域の環境と安全な生活を望む声さらさら高まっている。このことから今後は、コスト削減を考える上で、地域と協働した維持管理の検討を図っていく。	外部委託・民間化	■本業務は、主要幹線道路沿いの樹木の維持管理が大半で、見通しが悪いなどの要望も地域から定期的に寄せられている。今後は、公園や他の施設の樹木管理と併せて、包括的な外部委託を検討し、経費節減に努める。	
45	道路維持補修事業(単価契約工事発注分)		■市道供用(管理)区間	■道路を良好な状態に保つことにより、車両および歩行者の安全な通行を確保する。	■市内を4ブロック(中学校区単位)に分割し、道路等の維持管理に必要な工種(維持補修、舗装復旧、区画線復旧)毎に工事請負契約(単価契約)を締結し、出来高払いで精算する。※区画線復旧工事は市内全域	継続 現在、補修工事などについては既に工事請負業者に委託しているが、直営で行っている地元からの要望に対する協議や補修ヶ所などの決定、また経費の管理面について、民間などへ委託することは困難である。このことから、今後も現行の管理体制のもと創意工夫をしながら引き続き継続していく。
	■産業建設部 建設課	拡充	■道路の維持補修については、市民生活に密着した業務であり、適切で継続的な維持管理と併せて、市の大事な資産であることから、今後は道路施設の長寿命化等の検討も必要である。このため、今後は維持補修予算の安定的な確保と併せて、組織体制の見直しや強化を図り、創意工夫をしながら事業を進めていく必要がある。	継続	■現状から見て、地元協議や経費管理について、外部や民間委託は困難であり、今後も継続して現行の管理体制のもと創意工夫をしながら、道路維持管理に努める。	
46	国・県事業調整		■市内の事業対象者	■要望を実現させるため、国、県当局へ事業化の促進を図る。	■国・県事業を行なう際の地元と国・県との調整。	継続 市のまちづくりのためにも、関係機関との調整を図り継続していく。
	■産業建設部 建設課	継続	■国の事業については、特に地域高規格道路である国1バイパスの促進について、早期の渋滞緩和と4車線化、栗東水口道路I工区の側道整備等の調整が必要である。また、県事業については新年度実施予定の地方機関の見直しによる各機関とのますますの情報交換と事業調整が必要である。	継続	■国・県との連携は市内を含め、広域行政を推進していく上で必要不可欠である。市のまちづくりのためにも継続し、関係機関と調整を図っていく。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針	
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）		
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)			
産業建設部	公園施設の修繕および安全点検業務		■公園施設を利用する市民	■公園施設を安全に利用できること。	<ul style="list-style-type: none"> ■あつてはならない事故が全国各地で発生していることを真摯に受け止め、公園施設における安全管理を徹底する。 ■公園施設の点検は、職員での点検を年1回実施しており、専門業者の点検は平成19年度において35箇所行っている。また、公園施設の中で回転遊具については撤去している。 	外部委託・民間営化	<p>施設修繕については市が継続して実施するが、安全点検などは外部評価にもあったように、地域との協働による実施や民間への委託化を図っていく。</p> <p>また、外部評価での遊具の撤去については、危険度の高い遊具を撤去することの検討は行っていくが、利用率が低いからといって現遊具を減らすことは利用者ニーズの観点から不可能であると考える。</p>
	■産業建設部 都市計画課	<p>■遊具による事故は、公園管理者が刑事責任を負う場合もあり、遊具の点検や修繕に係る予算の拡充を図る必要がある。</p> <p>外部委託・民間化</p>	<p>■市内ふれあい公園の数が多いため、職員や専門業者による定期点検を実施しても細部にわたる点検や状況の把握は困難であり、利用者の中でも特に子供たちは予期せぬ行動をとることから、予測できないところでケガをすることも考えられる。このような中、ふれあい公園の草刈りや清掃、遊具のペンキ塗りについて既に地元自治体に依頼をしておき、今後、遊具の点検管理についても、利用者側の立場で子供を持つ親として注意をはらってもらい観点から、自治会への委託が図れるよう取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれあい公園の日常的な管理は、受益者がはつきりしていることから地元をお願いすることを検討すべきであり、利用率等を勘案し、遊具数を減らせるかどうかを検討する。そして残った施設について、点検業務を民間委託してはどうか。 ■点検は、子どもの安全を第一に考えることから専門の知識を持った機関に委託するべき。 			
	47	三雲駅周辺整備事業		■道路事業用地の地権者	■道路整備に必要な用地確保に努める。	■地権者に対し個別に用地交渉を行う。	継続
■産業建設部 都市計画課	継続	■三雲駅周辺整備事業を早期に進めるためにも、引き続き円滑な用地買収に努める必要がある。	継続	<p>■J R三雲駅周辺は以前から道路網の整備や地域環境改善、周辺土地活用等が地域の特性を生かせない状態で続いている。平成17年から本格的に地元協議に着手し、平成24年度の供用開始に向け、6ヶ年計画で本事業を継続中であり、今後、J R三雲駅舎の改築と併せ、東の玄関口としたまちづくりを進めていく。</p>			
49	木造住宅耐震診断事業		■昭和56年以前に建築された木造住宅で2階建て以下かつ300㎡以下の専用住宅	■市内の旧耐震基準建築物の耐震性能の確保。	<ul style="list-style-type: none"> ■「建築物の耐震改修促進法」が改正され、市内既存建築物の耐震性能を確保するため耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施するとともに耐震改修を行う。 ■広報・HPおよび地震ハザードマップの配布等により啓発を行う。 	拡充	<p>地震などによる自然災害に備え、また耐震診断を受けることで災害への対応意識や対応能力の向上が図れる。このことから外部評価にもあったように、目標を達成するためには、さらなる啓発活動が必要であり、自主防災組織など地域と連携し、より一層の啓発を進めていく。</p>
	■産業建設部 住宅課	拡充	■平成27年度の建築物耐震化の目標達成に向けて、さらに取り組む必要がある。	<p>■昭和56年以前の木造住宅を対象として、市内の約5,000世帯(目標3,300世帯)の内、本年度までに約170世帯が診断を終了している。地震などの自然災害に備えて、現在もハザードマップ・広報誌等で自治会を通じての啓発を進めているが、今後もより一層認識を深めてもらうよう対策を講じていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■目標数値の3300戸を実施しようとする毎に毎年約350戸を診断する必要がある。目標数値の達成のためには、住民啓発の手法を検討する必要がある。 ■他の課(自主防災組織育成担当)と連携した啓発を実施する。 ■モデル地区を指定し、重点的に診断を行っていく。 ■一般財源への負担が軽減できるよう、県支出金の要求をしてはどうか。 		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
50	開発指導事務		■開発事業者、設計者、相談者	■開発に対する適切な指導と審査を行い、良好な住環境、秩序ある都市の形成を図る。	■都市計画法の規定に基づく開発行為における適正な指導および審査等の実施。	継続
	■産業建設部 住宅課	継続 ■良好な住環境、秩序ある都市の形成を図るために必要であり、今後も継続して実施していく。	拡充	■本市都市計画マスタープランや平成22年度に区域区分の見直しが行われると、今後ますます土地利用の転換が予測され、良好な住環境整備を法のもと、指導していかねばならない。このことから、職員の能力向上と適正な人員配置のもとで取り組みを強化していく必要がある。		
51	田代ヶ池テニスコート管理運営事業		■施設を利用する勤労者・市民	■スポーツ施設の活用による市内の勤労者の福祉向上を図り、地域社会の発展と産業振興に資する。	■施設管理は産業振興課で直営管理を行っている。 ■使用許可申請書の受理および許可書発行は、近隣の市民学習交流センターで行っている。	廃止
	■産業建設部 産業振興課	統合・連携 ■雨山文化運動公園やサンビレッジ甲西など市内には複数のテニスコートが存在することから、市の安全なスポーツ施設として一括管理することで、効率的・効果的な維持管理が図れる。	休止・廃止	■市内には本施設以外に、雨山文化運動公園(ナイター設備)・サンビレッジ甲西・菩提寺運動公園・野洲川グラウンドの4箇所の施設がある。本施設は勤労者が利用する施設とはいえ、現状は団地内の限られた利用者による利用となっており、施設の老朽化に対して多額の経費を費やし修繕等を行っても、広く市民の利用が望めないことから、一定期間経過した後に廃止するか、駐車場や他目的利用に用途変更を行い利用促進を図っていきたい。	■経済状況を考えて他の施設を利用してもらっても問題はない。 ■使用料を徴収しても中途半端であり、他の施設の利用で補完できる。 ■市内には、他部課の施設であるテニスコートもあり、10分程度で行ける距離でもあることから、改修費用とランニングコストを考えると早期に廃止するべき。 ■他の部課との連携も含め、事業の廃止を考え、跡地の有効活用を検討してはどうか。 ■勤労者福祉として一定の役割は既に終えており、他の代替施設もあることから廃止しても影響は少ないのではないかと。	
52	土地改良施設整備事業		■岩根東・西部ほ場整備区域(朝国、岩根東、岩根東口、岩根西、花園、正福寺、菩提寺)	■農業の構造改革の加速化に資する水田整備を展開する。	■用水路改修整備を中心に県営経営体育成基盤整備事業として事業計画書を作成し、担い手への農地集約を図る。	終了・完了
	■産業建設部 産業振興課	終了・完了 ■本年度完了予定	終了・完了	■地域用水路改修に向けた調査業務(補助事業)で、本地域での調査業務は終了となる。ただし、集落からの要望があれば、補助採択に向けた業務を再開することとなる。		
産業建設部	湖南省こころの街角サロンいしべ宿駅管理運営事業		■施設を利用する市民および観光客等の往来者	■東海道51番目の宿場として栄えた郷土の歴史と文化を継承するとともに、人の交流と文化の活性化を図る。	■施設の管理運営は、指定管理者で行っている。 ■施設の利用は、1階が東海道を訪れる観光客等の休憩所として、2階は会議の場としての利用に供している。	施設の利用状況や利用者のニーズを検証

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針			
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）				
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)					
53	■産業建設部 産業振興課	継続	■指定管理者とも連携し、東海道の歴史についての研究や市の観光情報の発信の場として、さらなる活用の推進を図る。	継続	■同一の指定管理者による管理運営を行っている田楽茶屋は、今年度から新たな取り組みがされたことにより、一定の成果が現れ、地元や東海道を訪れる観光客に親しみを持ってもらいつつある。今後、本施設も、歴史についての研究や市の観光情報の発信の場としてさらなる活用の推進を図る。	継続	し、東海道の歴史の研究や市の観光情報の発信の場として、より効率的で効果的な施設利用が図れるよう管理運営内容の見直しも含めて検討していく。		
54	■産業建設部 産業振興課	継続	■担い手農家の育成のためには、まだまだ必要な事業であり、継続して実施していく。	拡充	■担い手農家の営農が、より効率的かつ安定的な担い手の育成を図る。 ■農業後継者不足、米価の下落、肥料や燃料の高騰で農業は今後、ますます衰退していくと考えられる。このことから、本制度は一定規模以上の農家や集落に安定した農業を行っていく上での助成制度であり、食料危機の折から担い手の育成や、安定経営対策のためにも、拡充していかなければならないと考える。	継続	■組織の機能強化・管理運営の改善等に伴うソフト事業に上限10万円を補助する。また、特色ある米づくり・環境と調和した農業・地域特産物の生産、加工、販売のための機械設備導入等のハード事業に上限30万円を補助する。 当方は現行どおり継続していくが、本制度は一定規模以上の農家や集落などに限られているため、今後、担い手育成や安定経営対策のための市の農業プランなど新たな方向性を確立し、本事業のあり方について検討する。		
55	■産業建設部 上下水道課	継続	■住民に安全で安定的な水道水を供給するためには、漏水時における迅速な対応が必要である。このことから、今後も一層の包括的な業務委託による体制づくりが必要である。	継続	■365日24時間での漏水修繕に係る出勤および待機体制により、漏水事故発生時において早期修繕を行い、住民へ迅速な水供給を図る。 ■宅地内での漏水事故や給水管破裂事故の初期対応として業務委託をしているが、本管等の本格的な事故修理への対応は現委託業者ではできない。このことから今後は、迅速な対応を行うためにも、待機番制で修繕を担当する市管工事組合と初期対応業務とを包括した委託業務に取り組みなければならない。	継続	■平成3年4月から組織体制の変更により、漏水事故発生時における迅速な修繕対応が図れるように水道管の漏水修繕を行っている。 ■業者に頼ることばかりではなく、市の力で頑張ってもらいたい。体制づくりで工夫をしてほしい。 ■業者への包括的な業務体制づくりの前に、管工事組合との委託体制について、抜本的に見直しをする必要がある。コスト削減効果も考慮したトータルコストについての検討も必要である。	継続	外部評価において、直営での体制づくりの工夫が言われていたが、現在でも現場での監督指導は職員が行っている。 今後は、職員の監督指導を行う部分と水道管の漏水や破裂事故等の初期対応および実際の修繕工事を行う部分の委託方法や内容について、包括委託も含めた抜本的な見直しを図ることで、迅速な水道水の安定供給を行う。
56	■産業建設部	■湖南省公共下水道事業（污水）		■下水道事業認可区域内の市民および市内事業所	■都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。具体的には、琵琶湖の富栄養化による水質の悪化を防ぎ、公共用水域の水質の保全を行うと共に生活排水の排除・トイレの水洗化による生活環境の改善を図る。	継続	■市内を23の処理区に分け、その中で菩提寺第三処理区、甲西北第三処理区は各々に汚水中継ポンプ場を設置し、流域下水道にそれぞれ接続する管渠の整備を行っている。また毎年、啓蒙啓発として、市民に対して普及促進を図っている。 国道、県道、河川協議等の許認可条件は厳しいが、今後は施設のストックマネジメントを考慮した下水道計画を行うとともに、発注方法の見直しや新技術の採用によるコスト削減を図る。		

平成20年度 事務事業評価の結果および今後の市の方針

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
57	■産業建設部 上下水道課	継続	■今後も継続して、平成25年度の事業完了を目標に効率的な整備を図り、水洗化の普及促進に努める。	継続	■生活環境の向上、市民が快適に生活を営むためにも継続して未整備地域の早期完成を目指す。	減を図りながら平成25年度の事業完了を目標に、水洗化の普及促進も継続して進めていく。
	水洗化普及促進事業		■下水道未水洗化世帯	■下水道普及促進のため。	■普及促進業務委託。	
	■産業建設部 上下水道課	拡充	■管理の更新時期に差し掛かっている状況下では、経営をさらに安定化させて、人員体制も充実させる必要がある。また、全体の意識向上のための横断的な施策の拡充が必要である。	縮小	■平成25年度、市全域の下水道整備が完了する。完了後においては、下水道管、関連施設の維持管理の年次計画を立て、取り組まなければならない。現在の委託業務で一定の成果は見られるが、改築資金や家庭事情により今後多く望むことはできず、維持管理と併せて水洗化促進を押し進めていく。	継続
58	水道料金滞納整理事務		■水道料金滞納者	■受益者負担の公平性の確保と水道事業経営健全化のための財源確保。	■業務委託を行い、未納者に対しての電話や訪問等による未納額の徴収を実施。	受益者負担の公平性を確保するため、H21年度からは水道料金滞納者に対して給水停止の手段を講じることで、滞納者の減少につながるものと考えられ、滞納者の縮小に応じて業務の縮小化を図っていく。
	■産業建設部 上下水道課	委託・民間化	■水道施設管理と一体的な包括的業務を進め、水道事業の効率化を図る。	縮小	■外部委託による徴収を実施しているが、滞納件数が多く短期間で全世帯を網羅するには限界がある。平成21年4月から給水停止に着手することで滞納者が減少すると考えられるが、数年もの月日を要することから、この間業務を縮小しながら、最終は廃止とします。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針	
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）		
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)			
59	源泉徴収事務		■報酬・謝礼・委託料等の受給者、受給者の居住(管轄)する税務署および市町村	■所得税法に基づき適正に源泉徴収を行い、所得税を納付する。	<ul style="list-style-type: none"> ■所得税法に基づく適正な源泉徴収を行い、誤りのない源泉所得税の徴収と源泉徴収票等を発行する。 ■支出命令書へ支払内容を的確に入力することにより、適正な源泉徴収を行い所得税を納付する。 ■併せて源泉台帳を作成するとともに、源泉徴収票・支払調書および給与支払報告書を作成し、送付する。 	継続	外部評価においてもマニュアルの作成が必要であるとの意見であり、今後も事務を継続していく上で早急に源泉徴収事務に関するマニュアルを作成し、ヒューマンエラーの解決を図っていく。
	■出納局 会計課	継続 ■本事務についてのマニュアルを作成し、各担当職員に周知することで、入力時におけるミスをなくし効率性を高める。	継続 ■電算システムと組織（人）のシステムをさらに向上させることを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ヒューマンエラーをどう解決するか、改めて課内で検討すること。 ■エラーが10件程度ならばシステムを作らないで、自助努力で行うべき。 ■市の会計は間違えていないものと思っているので、マニュアル作成やその他の手段でミスを無くして欲しい。 			
60	議会だより発行事業		■市民	■議会活動を広く市民に理解していただく。	<ul style="list-style-type: none"> ■議会の活動状況を広く市民に周知し、市民の議会に対する理解と関心を高める。定例会ごとに発行するため、その都度、議会広報委員会を開催し、記事の内容などを検討。レイアウト、校正を経て、印刷製本し、配布する(新聞販売店にて配布)。年4回(5・8・11・2月)発行。 	継続	本事業は、議会活動を広く市民に理解してもらうための広報であり、本事業が有効な手段であるのか、また成果があるのかについて評価を出しにくいものではある。しかし、本事業は市民の代表である議員の議会での活動への理解と議会への関心を高めるために行っているものであることから、今後も継続して行う中で、議員自らが編集できるよう誌面の内容について再考を図る。
	■議会事務局 議会事務局	継続 ■本事業は、市民に議会の様子を伝えることにより、関心を抱いた市民が議会の会議録を閲覧したり、議会の傍聴へ参加するための有効な手段であると考え。このことから今後も継続して事業を実施するが、より広報誌の充実を図るため、紙面内容等の課題に取り組む。	継続 ■本事業は、議会の様子を伝えることにより、関心を抱いた市民が議会の会議録を閲覧したり、議会の傍聴へ参加するための有効な手段として継続する。ただし有効な手段となるための紙面内容の充実については、議員との合意の上で進める。また、紙面作成や配布方法などにおけるコスト削減については、議会広報委員会において議論を重ね、見直しを図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ■印刷、紙代、折り込み料のコスト削減を再検討した上で、紙面を改善することを望む。 ■配布の方法を検討した方がよい。二元代表制を市民に認識してもらおう意味でも広報と一緒に配布した方がよい。 ■コスト削減を目指して紙面作成の見直し、配布方法の検討をするべきであり、議会自らが範を示して行革を推進することが大切。 			
	議員政務調査活動補助事業		■市議会議員	■調査・研究活動に対する補助金交付となることから、各議員の識見・資質を向上させ、市議会を活性化させる。	<ul style="list-style-type: none"> ■上記の条例に基づき実施。年2回に分けて10万円を交付している(上半期は5月、下半期は10月にそれぞれ交付)。年度明けに領収書を添付した収支報告書を議長に提出してもらうとともに、精算を行う。 		
61	■議会事務局 議会事務局	継続 ■本事業は、費用対効果の測定が困難な事業であるが、本会議での一般質問等を行う議員数は県内の他の市町に比べて多く、政務調査費の交付が一定の効果を持っているものと考えられる。このことから、市政の諸課題について調査研究を行う際に必要不可欠のものとあり、その必要性は高いと考え継続するが、内容においては質の改善や向上が望まれる。	継続 ■本事業は、費用対効果の測定が困難な事業であるが、本会議での一般質問等を行う議員数は県内の他の市町に比べて多く、政務調査費の交付が一定の効果を持っているものと考えられる。このことから、市政の諸課題について調査研究を行う際に必要不可欠のものとあり、その必要性は高いと考え継続するが、一般質問等の中味をより充実させるため、そのあり方について、各議員と共通の認識を図る必要がある。		継続	各議員と共通認識の再確認をし、市民のメリットに繋がるべき目的達成に向けて継続する。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
委員会等	定期監査事務		■市の全部局	■各部局等の事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われるように改善を目指す。	■毎年度、1回以上、財務に関する事務の執行および経営にかかわる事業の管理について適正に行われているか、期日を定めて監査を実施し、報告書をまとめる。	継続
	■監査委員事務局 監査委員事務局	継続	■地方自治法等の法令で定められている事業であり、市の行財政の健全化に対する市民の意識が高まる中、チェック機関としての監査委員の役割はますます重要となっている。今後も継続して行く中で、財務監査にとどまることなく、高度な行政監査に向けて専門性を高め、効率性・経済性・有効性の観点から監査をさらに進めていく。	継続	■監査での結果を事務事業の改善につなげるシステムを構築することが必要である。	
	62	公平審理事務		■市職員	■職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する。	■勤務条件に関する措置要求および不利益処分についての不服申立てがあった場合、公平委員会を開催し、審査および判定、裁決する。
63	■公平委員会事務局 公平委員会事務局	継続	■本事務は、本市職員の利益の保護と公正な人事権の行使を補償するため、地方公務員法等の法令で定められている。このことから、今後も法改正などがない限り、円滑な人事行政を図る上で必要な事業であり、継続して実施する。	継続	■公平委員が迅速な審査、判定および採決ができるよう、日常の研修等の充実を図ることが必要である。	
64	選挙常時啓発事業		■市民全体(有権者、将来の有権者、公職者等)	■選挙時だけでなく、日頃から有権者等に対して政治への関心を高め、公明で適正な選挙を実現する。	■明るい選挙推進啓発用作品(ポスター、標語、4コマ漫画)の募集および選挙啓発物品への利用。 ■成人式でのパンフレット配布。	継続
	■選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会事務局	拡充	■本事務は、選挙時の啓発事業としては実施しているが、毎年、限られた予算の中で実施できる事業は限られており、常時啓発ができていない現状である。今後は、市内小・中学校、高等学校の授業での模擬投票の実施や県の啓発事業を有効に活用するなど、少しずつ啓発対象者の範囲を拡大していく。	継続	■政治への関心を高めるため、選挙の啓発は必要であるが、政治や選挙に無関心な人を、いかにして関心が持てるようにするかを問うべきである。このことから今後は、啓発だけでなく、関心を高め、投票率の増加につながる方法を検討していく必要がある。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
委員会等	農業委員会事務		■農業者・農地	■優良農地の確保を図る。	■農地パトロールを実施し、遊休農地・耕作放棄地の現状把握を行い、利用権設定の促進を図る。また、無断転用農地の把握と指導を行う。	継続
	■農業委員会事務局 農業委員会事務局	■本事務局は、「農業委員会等に関する法律」に基づくものであり、農業者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、ならびに農業上の効率的な利用を図るため、土地の利用関係を調整し、農業者の地位の安定と農業生産力の増進を図るために必要であり、継続して実施する。	■「農業委員会等に関する法律」に基づくものであり、農業者の権利保護、地位の安定と農業生産の増進を図るため継続的に取り組んでいく。			
地域調整局	住居表示付番事務		■住居表示実施地区に新築した建物の所有者	■住居表示実施地区内の建物の所在をわかりやすくするために建物に付番し、維持管理を行う。	■旧石部町は既の実施した区域であり、建物を新築した場合は、新たに付番を行う。 ①新築建物の所有者から申請書提出 ②申請に基づき台帳と現地確認を行い、申請者に協議を伝える。 ③台帳に記載し、門扉の位置から付番する。 ④申請者に住居表示付番通知書を送付する。 ⑤住居番号プレートを渡す。	統合・連携
	■地域調整局 市民生活課	■今後、旧石部町内の住宅の開発が進むにつれて付番事務が複雑化することや、旧甲西町の住居表示事業が進むにつれ、付番事務が増加することも考えられる。このことから、住居表示準備室、市民課、市民生活課での付番事務を統合するなど、一本化して事業を進めていくべきと考える。	■今後、事業が進むにつれ、付番事務が増加することから、窓口を一本化し住居表示の担当課として処理できるように改善を図っていく。	■室を設置して事業を進めていく必要があるか、妥当性があるかは疑問である。 ■市民に対して付番申請をもっとPRしたほうが良い。		
67	市自主活動センター管理		■自主活動センター(西庁舎4階)	■地域住民等が行う地域活動、またNPOやボランティア団体等の活動の場を安全で良好に使用できるように提供する。	■自主活動センターの管理および使用台帳等の整理を行う。	拡充
	■地域調整局 市民生活課	■自主活動センターの夜間使用は、4階まで昇るエレベーターが管理上、利用できないため不便な状況となっている。また各集会室の利用者の数が限られており、利用者が特定されることから今後の施設そのもののあり方について検討を図っていく。	■本施設は、地域はもとよりNPOやボランティア団体などが自主活動を行うための支援の場であり、利用者の意見や活動状況も把握した上で、より利用しやすい施設となるよう検討を図っていく。			
68	国民年金事務		■国民年金第1号被保険者および社会保険事務所。	■第1号被保険者の各種届出を正確に行い、社会保険事務所へ報告する。	■第1号被保険者に係る関係届出書や請求書等の受付・審査・報告・適用関係相談、老齢福祉年金の関係届書・定時届の受付を行う。	統合・連携
	■地域調整局 市民生活課	■年金制度は、老後の大切な命の綱であり、迅速で適切な窓口対応が求められているため、今後も継続して実施していく。	■現在、東西の庁舎において実施しているが、窓口の一本化の意味からも年金担当課で行えるよう検討を図る。			

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針	
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)		
			2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)			
69	学校(園)の遊具施設維持管理		■老朽化した学校(園)の遊具施設。	■危険な遊具を早期発見し、修繕することにより、教育環境の改善と園児・児童の安全を図る。	■危険箇所等の改修(遊具の点検修繕)。	継続 外部評価の意見でもあったように、点検結果における修繕が即時対応できるような発注方法などの検討を図り、子どもたちがより安全に活動できる環境を整えていく。	
	■教育部 教育総務課	委託・民間化	■遊具の点検と修繕を年間委託することにより、危険箇所の早期発見と改善を迅速に実施し、園児・児童の安全確保を図る。	継続	■児童生徒の安全確保を図るため、遊具の点検と修繕を一体として維持管理委託できるような検討していく。		■遊具の安全性の確保のための点検、修繕を一体的に行うことで、効果があるのなら、来年度から点検と修繕の委託を一体として行うべき。 ■根拠法令に設置義務のない遊具について、危ないから撤去するという手段ではなく、子どもがより安全に遊べる環境を作っていくことが重要。
	湖南省私立幼稚園就園奨励補助事業		■私立幼稚園に在籍する幼児の中で、所得の低い保護者	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。	■私立幼稚園から申請書(事業計画書添付)を提出 ■交付決定通知 ■幼稚園より実績報告書等提出 ■確定通知 ■補助金交付		継続 市内の公立幼稚園の通園区域等の現状から見て私立幼稚園は必要である。しかしながら、運営上において公立と私立での保護者負担に大きな格差があることから、保護者負担の格差を少なくするため現状どおり継続して実施する。
■教育部 教育総務課	継続	■現在、市内の公立幼稚園の通園区域等の現状を考えると、本事業を継続して実施する必要がある。	継続	■私立幼稚園の建設に対する市の方針により継続していかなければならない。また、市立幼稚園との保護者負担の格差を少なくするため継続していく。			
71	学校給食センター調理事業		■市内の幼・小・中学校の児童・生徒	■児童生徒の健康保持と体位の向上を目指し、安全で美味しい学校給食を提供し、食に関する指導の充実、安全管理と衛生管理の徹底に努める。	■旧甲西町内の公立学校(小7校・中3校・幼1園)は給食センターで共同調理方式で行っている。旧石部町内公立学校(小2校・中1校)は自校方式による調理を行っている。小、中学校については完全給食、幼稚園については、菩提寺幼稚園のみ昼食4日中3日を給食センターでの調理となっている。旧石部の2園については弁当である。	継続 本事業は、栄養バランスの摂れた食事を提供し、児童生徒の体位向上等を図る点からも必要な事業であり、今後も継続して実施するが、給食センターのあり方については、今後の建て替え計画の中で協議を進めていく。	
	■教育部 教育総務課	継続	■発達著しい時に栄養バランスの摂れた食事を提供し、児童生徒の体位向上等を図るため、継続する必要がある。	継続	■今後の学校給食のあり方については、給食センター建て替え計画の中で協議を進めていく。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
72	学校図書館支援センター推進事業		■市内小中学校の児童・生徒	■学校図書館を支援する体制を高めることにより、児童・生徒を読書に親しませるとともに、国語力の育成を土台にした学力の向上を図る。	■全国的に児童生徒の読書離れや学力の低下が指摘される中、本市の教育委員会では「RGH運動」(R=Reading 読書)で読書活動の推進を目指しており、その施策の一つとして取り組んでいる。 ■学校図書館支援センターによる学校図書館の活用・運営への支援を行う。支援センターでは、学校図書館を活用した学習指導・読書活動に係る情報の収集・提供および学校間や公共図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を支援する。支援センターには支援スタッフを、学校には学校図書館協力員を配置し業務を行っている。	継続 国の補助モデル事業は終了するが、児童・生徒の国語力向上を図るためには必要であり、外部評価にもあったように図書館や学校支援組織と連携し、支援センターの役割が担えるような仕組みを検討することで、経費の節減を図りながら、市の単独施策へ移行していく。
	■教育部 学校教育課	継続	■未来の担い手となる若い世代を育成するために教育の改善に力を入れることは、重要な取り組みの一つであり、読書は自らの感性を豊かにし、学力のみならず生きる力を育む「読む」という力をつけることができ、生涯にわたる資産となる。このことは、今日までの取り組みにおいて、着実に育成され効果も現れてきており、国の委託金終了後も事業を継続することで成果を維持、発展させることができると思われる。	継続	■児童生徒の国語力の育成を土台とした学力の向上のため、今までの成果を維持・発展させる上で国の委託金の有無に関わらず継続していく。	
73	就学指導にかかると事務		■市内幼稚園・保育園・小学校・中学校で特別な支援を必要とする児童・生徒およびその保護者	■特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就園・就学、教育相談、その他特別支援教育の啓発・振興を図る。	■市就学指導委員会：市として就学指導の進め方を検討する。就学指導の対象となる児童・生徒について園・学校から報告を求める。中学校区部会での審議を受けて市としての答申を出す。 ■中学校区部会：対象となる児童・生徒についてどのような支援がどのような場所でどれぐらい必要かを審議する。 ■事務局：市就学指導委員会・中学校区部会に必要な資料を準備する。関係機関との連絡調整を図る。審議結果を受けて答申文を作成し、就学前児童については保護者に答申結果を伝える。	継続 特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就園、就学、教育相談は必要であり、今後も継続していく。
	■教育部 学校教育課	継続	■特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものであり、今後も事業を継続していく。	継続	■今後も、特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就園、就学、教育相談は必要であり、継続していかねばならない。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
74	ふれあい教育相談室活動業務		■不登校等の小、中学児童生徒とその保護者	■学校に適応することができない不登校等の児童生徒を対象に教育相談および適応指導を行い、学校への復帰を支援する。	■不登校等の児童生徒の保護者が、教育相談室へ来室相談、電話相談を行う。また、学校での事前相談を経て、申込み手続きを受けた教育相談室が、児童・生徒の教育や適応指導、保護者への指導助言を実施して、児童生徒の学校復帰を目指す。	継続
	■教育部 学校教育課	継続	■本事業は、不登校等の児童・生徒の学校への復帰が最大の目的であり、そのための相談や指導は専門的な業務として、必要である。	継続	■本事業は、不登校等の児童・生徒が学校に復帰できるよう、相談や適応指導しなければならないことから、今後も継続して実施する。	
75	親子プレイステーション事業		■就学前の子どもとその保護者	■子育てに関わる親の孤立化・孤独化を防ぎ、子育てに関わる様々なストレスから解放されるよう親同士のコミュニケーションを深める。	■県の公民館等親子プレイステーション事業費補助金(1/2)を受けて、平成16年4月より子育てサポーターと内容を協議し、9月開始。 ■毎年サポーターを8人委嘱し、2名ずつ開催日に従事。 ■毎週月曜日1会場、月4回、年間48回 午前10～11時45分まで開催。8人の子育てサポーターを委嘱し、毎回2名が親同士のコミュニケーションの橋渡しや相談などにあたる。	統合・連携
	■教育部 生涯学習課	継続	■本事業は、就学前の子どもと親の関わりが重要であることから、子育てにおいて生ずる様々な悩み、ストレスから解放されるよう、親同士のコミュニケーションや子どもとのふれあいを大切にすることが必要であり、継続して行っていく。	■関係する他課と連携し、事業が重複しないよう効果的な事業となるよう見直していく。	■事業が重複していないか所管替えも含めて検討すべき。子育て支援は、子育て支援課が市の状況を考慮し、一体的に実施するほうが良い。 ■NPOやボランティア団体を育成し、子育て支援の一翼を担ってもらおう。 ■青少年育成推進でなくとも可能ならば、一課に集中して行うべき。	
76	東海道石部宿歴史民俗資料館の管理運営業務		■歴史に関心のある市民および観光来訪者等	■歴史文化の継承と歴史遺産の保存に対する認識の向上を図る。	■広報誌および市のホームページ等で2カ月に1回のサイクルで、館蔵品を中心とした特集展示の紹介を行っている。	継続
	■教育部 生涯学習課	継続	■入館者数は、特集展示の実施や「東海道石部宿まつり・楽市楽座」を雨山文化運動公園で開催していることから、平成18年度より、順調に伸びており、今後もさらに研究を重ねて展示内容を充実させていく。	■現在、管理については指定管理者が行っており、貴重な文化財もあることから管理運営について今後も継続して実施する。また、今後さらに展示内容等を充実することで、入館者の増加を図っていく。		

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
			対象	意図・目的	手段・方法（事業内容）	
	課	1次評価 (所管における評価)	2次評価 (今後の事業の方向性)	外部評価 (事業仕分け結果)		
77	エンジョイスports教室		■軽スポーツを通じ、健康増進に関心のある市民	■ニュー・スポーツの普及および市民の健康維持・増進を図る。	■広報誌およびチラシ配布による参加者募集を行い、前・後期に5回連続で開催し、市体育指導員によるキンボールを始めとするニュー・スポーツ教室を実施する。	統合・連携
	■教育部 生涯学習課	統合・連携	■今後においては、平成20年2月に設立、4月から活動を開始した地域総合型スポーツクラブ「湖南市ちよいスポクラブ」の事業と統合または連携し開催していく。	統合・連携	■「湖南市ちよいスポクラブ」の事業と統合または連携し行っていく。	
78	少年補導委員会補助事業		■20歳未満の青少年・児童	■本市でも不良行為等により、補導される青少年・児童の数は毎年、高い数値となっており、街頭補導活動等の活動を実施し、少年たちと関わりを持つことで、青少年・児童の健全育成に貢献できるようにする。	■少年補導委員は青少年の健全育成や非行防止のため街頭補導(日常の街頭補導活動、夏祭りの巡回補導、長期休み中の夜間街頭補導)の他、保育・幼稚園児、小学生の低学年を対象とした着ぐるみ人形劇、小学生の中学年から中学生を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、初発型非行の防止を目標に活動している。	継続
	■教育部 生涯学習課	継続	■市教育委員会が委嘱する補導委員は、警察が委嘱する補導員と兼ねており、地域の子どもたちと顔の見える継続的な活動が必要とされていることなどから、今後も活動や運営を支援するため、継続して実施する。	継続	■青少年・児童の健全育成や非行防止においては、今後も必要な活動であることから、継続して支援を行っていく。	
79	中央公民館利用事業		■市内住民	■市民の学びたい、集いたいという思いに応えるため、教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進を図り、「なかまづくり」を目指す。	■講座の開設や施設の貸館を通じて、公民館の存在をアピールする。	統合・連携
	■教育部 公民館	継続	■市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進および「なかまづくり」は、公民館の目的であるため継続していくが、公民館使用料について受益者負担の観点から、今後再検討していく。	統合・連携	■存続ありきのみの視点ではなく、統合も考えて再考をするべき。 ■住民サービスの考え方を根本的に分析し、コストダウンを優先して、他施設との統合も考えてはどうか。	

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
80	人権ポスター・標語、人権作文集作成事業		■市内在学の小・中・県立学校の児童、生徒および市民	■人権についての思いを作文、標語、絵に表現し、正しい知識と人権感覚を身につける。 ■保護者および市民の人権意識の高揚を図る。	■市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、県立学校に輪番制で人権標語・ポスター、作文を募集する。 ■各校園および教育委員会で選考する。 ■印刷製本する。 ■各校園保護者をはじめ関係機関に配布する。	継続 作成した印刷物について、人権まちづくり懇談会等での活用や、ホームページへの掲載など、手法を変えた活用方法の検討をしながら継続していく。
	■教育部 人権教育課	継続 ■印刷物による教育・啓発は最も広範な市民を対象にした方法であり、特に子どもたちの作品は人権啓発の効果が高く、人々の心に響くものである。そのため、今後もさらに作品募集から配布まで工夫、改善を図り、事業を進めていく必要がある。	継続 ■作成した印刷物が市民の人権意識高揚のため、有効利用できるよう工夫をし、継続していく。	■ポスター、標語、作文を募集し作文集としてまとめることは、意義がある。その後の冊子等の活用の仕方について、もっと工夫すべき。 ■作文集を製本し、配るだけではもったいない。もっと市広報等を利用し、市民へPRしたほうが良い。		
81	市民人権教育・啓発事業(人権まちづくり懇談会)		■身近な人権課題に関心がある市民、行政職員、教職員等	■本市において市内43区で人権まちづくり懇談会を開催し、広く人々が人権問題に対する理解と認識を深め、「人権文化の薫る住みよいまちづくり」を実現する。	■43区の住民を対象にした人権まちづくり懇談会(地区別懇談会)の実施 ■人権まちづくり推進員(市職員、教職員)の人権研修の実施	継続 現在の地区別懇談会での取り組みにおいては、実施内容やその手法における工夫不足などの課題もあるが、今後も市民があらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるためには必要な事業であり、継続して実施していく。
	■教育部 人権教育課	継続 ■差別意識の解消および人権意識の高揚のための教育・啓発が果たす役割は極めて大きいことから、これまで人権まちづくり懇談会を推進してきたが、地区別懇談会での取組内容や手法の工夫不足などの課題もある。また、依然として同和問題をはじめ様々な人権問題に関する市民の差別意識は存在しており、今後も地区別懇談会の内容の充実や参加者の拡充を図りながら継続して実施していくことが必要である。	継続 ■市民があらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深めるため継続していく。			

No.	事業名		事業概要			今後の市の方針
	課	1次評価 (所管における評価)	対象	意図・目的	手段・方法(事業内容)	
			2次評価 (今後の事業の方向性)		外部評価 (事業仕分け結果)	
82	移動図書館運営事業		<ul style="list-style-type: none"> ■移動図書館を利用する市民・児童 	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館から遠隔地の市民と児童に移動図書館車を巡回することで、図書館サービスの空白地をなくすとともに、子どもたちの読書意欲の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■どこに住んでも、誰であろうと図書館サービスを受けられるよう遠隔地の住民のためのサービスと子どもへの読書意欲の促進のため、小学校を中心とした巡回を実施。 ■移動図書館車に約3,000冊の図書を積み、市内21ヶ所(小学校9校・保育園3園ほか一般ステーション)に巡回ステーションを設置し、機動力を活かした巡回を行い、地域の実情や住民要望に応じた貸出を中心とした生活情報提供サービスを行っている。 	<p>継続</p> <p>本事業は、子どもたちの読書への意欲向上において必要な事業であり、今後も継続していくが、外部評価にもあったように地域での利用格差などもあることから、今後、老人福祉施設へのサービス等、高齢者にも重点を置くなど、対象者の見直しやルートの変更について再検討を行う。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■教育部 図書館 	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■どこに住んでいても、誰であろうと図書館サービスを受けられるようにするには、石部図書館・甲西図書館エリア以外の遠距離地域への移動図書館の巡回サービスは必要である。また小学校・幼稚園・保育園への巡回は、子どもの時代から読書に親しみ、読書への動機づけになくてはならぬ図書館サービスと考え、継続して実施する。 	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子ども達の読書意欲をさらに向上させるためにも継続し、今後、住民全体が利用しやすいような巡回サービスも検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■交通弱者や空白地の住民全体を対象とした事業であるにもかかわらず、子どもに特化した事業となっているように感じられる。老人福祉施設へのサービス等、高齢者にもっと重点を置いても良いのでは。 ■図書購入を工夫する中で、外国籍住民向けの書籍を購入する。あるいは、日本語の絵本であれば空欄に翻訳(市民ボランティアを活用)してもらって貸し出すこともできるのでは。 ■移動図書は地域での利用格差が発生していることを考慮して、事業を推進することが望ましい。 ■保育園、幼稚園などは、図書管理システム、メール発信を利用したリストで貸出受付をして配達便で考えては。 ■地域サービスについては、公民館図書の開設も含めた検討をしてはどうか。 		
83	図書館施設維持補修事業		<ul style="list-style-type: none"> ■図書館施設 	<ul style="list-style-type: none"> ■図書館利用者が快適かつ安心して図書館を利用していただけのように、経年劣化していく施設・設備を良好な状態で維持するため。 	<ul style="list-style-type: none"> ■施設・設備に不具合が生じた状況により、修繕・取替等を行う。 	<p>継続</p> <p>施設、設備を良好な状態で維持するため、継続して設備・機器の適切な修繕を行っていく。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ■教育部 図書館 	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市民が安全で安心して利用できるよう、今後も継続して設備・機器の適切な修繕を図る。 	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設、設備を良好な状態で維持するためにも継続していく。 			